

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月一日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第十八号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第四号を削り、同項第三号中「立退き又は」の下に「避難のための」を加え、「又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が認めるもの」を削り、「前二号に掲げる」を「前各号に掲げる作業及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行う」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づき原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法」を「本部長指示により、原子力災害対策特別措置法」に改め、「又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が認めるもの」を削り、「前号に掲げる」を「前三号に掲げる作業及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行う」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

- 一 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げる作業を除く。）

三 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前二号に掲げる作業を除く。）

附則第三項第一号中「次号に掲げるもの以外のもの」を「第三号に掲げるもの以外のものであつて、故障した設備等を現場において確認するもの」に、「又は百分の五十のいずれかに相当する額のうち人事委員会が認める」を「に相当する」に改め、同項第七号を削り、同項第六号中「千円」を「六百六十円」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の四号を加える。

八 前項第四号の作業のうち屋外において行うもの 六千六百円

九 前項第四号の作業のうち屋内において行うもの 千三百三十円

十 前項第五号の作業のうち屋外において行うもの 五千円

十一 前項第五号の作業のうち屋内において行うもの 千円

附則第三項第五号中「五千円」を「三千三百円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「二千円」を「千三百三十円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「一万円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）」を「六千六百円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「五千円」を「三千三百円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第一号の作業のうち前号及び次号に掲げるもの以外のもの 一万三千三百円

附則第五項中「附則第三項第三号、第五号又は第七号」を「附則第三項第四号、第六号、第八号又は第十号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県職員特殊勤務手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十四年四月十六日からこの規則の施行の日の前日までの間において、職員が原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第一百五十六号)第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行った作業であつて、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則附則第三項第四号に掲げる作業に該当することとなるもの(同一の日において、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則附則第三項第一号、第二号又は第八号に掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。)及び改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則附則第三項第五号に掲げる作業に該当することとなるもの(同一の日において、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則附則第三項第一号から第四号まで、第六号又は第八号から第十号までに掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。)を行った場合についても適用する。